



市有財産を売却します

市有地を一般競争入札により売却します。

●売却物件＝旧金谷地区公民館敷地

申入札参加申込書に必要事項を記入し、10月24日(金)午後5時までに資産活用課(☎025-520-5642)へ 他売却物件の詳細については、入札案内書をご確認ください。入札案内書、入札参加申込書は申込先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

詳しくは



農作業事故防止に関するお願い

☎ 農政課(☎025-520-5748)

●ストップ農作業事故

- 農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。
- 適度に休息を取って作業しましょう。
- 農業機械では場に入出入りするときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 農業機械の点検は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルト、ヘルメットの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 道路に土が落ちた際は、早めに取り除きましょう。
- 草刈機を使用するときは、保護具を必ず着用しましょう。

●稲わら・もみ殻(がら)は土づくりに

- 毎年、稲わらやもみ殻の焼却による煙の苦情が周辺住民から、寄せられています。
- 稲わらやもみ殻は貴重な有機資源です。水田へすき込むなど土づくりに活用し、環境にも人にもやさしい米づくりに取り組みましょう。
- 乾燥やもみすり作業は、排出口の向きなどに注意して、周囲の迷惑にならないようにしましょう。

詳しくは



令和8年度4月入園 幼稚園・保育園・認定こども園の入園申し込みを受け付けます

☎ 保育園・認定こども園＝各園または幼児保育課(☎025-520-5720)、幼稚園＝各園または学校教育課(☎025-545-9244)

●申込期間

保育園・認定こども園(2・3号認定)：

9月1日(月)～10月31日(金)

幼稚園・認定こども園(1号認定)：

9月1日(月)～各園で定めた期間

●申し込み

第一希望の園で申込書類を受け取り、園へ直接申し込んでください。

園一覧については、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

※保育園と認定こども園(下表の2・3号認定の場合)は、各園の定員を超えた場合は、市が選考を行い、

他の入園先をあ�せんします。また、在園児の進級に伴い定員に達するクラスは、入園申し込みを受け付けできないことがあります。

●利用のための認定(教育・保育給付認定)

保育園などの利用にあたって「利用のための認定」(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢と、認定こども園や幼稚園での教育を希望するか、保育園などでの保育を必要とするかによって1号・2号・3号の区分があり、その区分に応じた施設を利用できます。

詳しくは、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

詳しくは



●施設の種類の教育・保育給付認定区分

施設の種類	3歳以上		3歳未満
	教育を希望 1号認定	保育を必要 2号認定	保育を必要 3号認定
保育園	—	○	○
認定こども園	○	○	○
幼稚園	○	—	—



保育を必要とする事由

- 全ての保護者が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。
- ①月48時間以上の就労(育児休業中で令和8年5月1日までに職場復帰する人も含む)
 - ②妊娠中(原則として産前8週(多胎妊娠は産前14週))であるか、産後8週以内
 - ③保護者の疾病・障害
 - ④同居または長期入院などをしている親族を常時介護・看護している
 - ⑤災害復旧の期間中
 - ⑥求職活動(起業準備を含む)
 - ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
 - ⑧虐待やDVから子どもを保護する必要がある

保育を必要とする事由に該当する保護者の子どもも、幼稚園・認定こども園の教育(1号認定)を受けることができます。